

平成23年度の健康診査について

- 下記のとおり、平成23年度の健康診査(個別健診・集団健診)を実施します。
- ◎対象の方がいる世帯には、4月下旬頃に「健康診査のご案内」を通知いたします。
 - ◎集団健診をご希望の方は、申込書(通知に同封)を5月6日までに健康課まで返送してください。
 - ◎個別健診をご希望の方は、町に申し込みをする必要はありません。平成23年7月1日～12月31日までの期間に町指定の医療機関にて受診してください。

健康診査は、自分自身の健康をチェックする良い機会です。年に1回は健康診査を受診しましょう!!

〈個別健診について〉

- 健診項目・対象年齢・料金などは、表をご覧ください。
- 実施期間は平成23年7月1日～12月31日です。
- 町指定の医療機関で受診できます。詳しくは、健康カレンダー及び4月下旬にお送りする案内通知をご覧ください。

〈集団健診について〉

【集団健診日程】

	日 ち	場 所	定 員
1	7月20日(水)	いきいきプラザ	180
2	7月21日(木)	いきいきプラザ	150
3	7月22日(金)	いきいきプラザ	180
4	7月24日(日)	いきいきプラザ	180
5	8月 6日(土)	いきいきプラザ	180
6	8月 7日(日)	いきいきプラザ	180
7	8月 9日(火)	いきいきプラザ	150
8	8月10日(水)	いきいきプラザ	180
9	8月11日(木)	いきいきプラザ	180
10	10月 2日(日)	いきいきプラザ	180
11	10月 3日(月)	いきいきプラザ	180
12	10月 4日(火)	いきいきプラザ	180
13	10月 7日(金)	明治南コミセン (旧 多功コミセン)	80
14	10月 8日(土)	いきいきプラザ	150
15	10月11日(火)	いきいきプラザ	180
16	10月12日(水)	いきいきプラザ	180
17	10月14日(金)	農村環境改善センター	80
18	10月15日(土)	いきいきプラザ	180
19	10月16日(日)	いきいきプラザ	150
20	11月24日(木)	いきいきプラザ	150
21	11月25日(金)	いきいきプラザ	180
22	11月26日(土)	いきいきプラザ	180
23	11月27日(日)	いきいきプラザ	180

………女性の日

【健診項目・対象年齢・料金は次のようになります】

健 診 項 目	対 象 年 齢	自 己 負 担 額	
		個 別 健 診	集 団 健 診
特定健診 (国民健康保険被保険者)	40～74歳	200円	200円
健康診査	75歳以上	無料	無料
胃がん検診	バリウム検査 内視鏡検査	40歳以上	700円
			2,200円
大腸がん検診	40歳以上	600円	300円
肺がん・結核 検診	レントゲン検査 喀痰検査	40歳以上	200円
			1,300円
前立腺がん検診	50歳以上男性	400円	300円
乳がん検診	超音波のみ 超音波及び マンモグラフィ	30～39歳女性	300円
		40歳以上女性	900円
子宮がん検診	頸部 頸部及び体部	20歳以上女性	600円
			1,600円
骨粗鬆症検診	40・45・50・55 60・65・70歳の 女性(節目検診)		300円
肝炎 ウイルス検診	B型のみ C型のみ B型+C型	40歳の 節目検診 41歳以上の 未受診者	無料
			300円
			700円
			400円

- 75歳以上の方、住民税非課税世帯及び生活保護受給者は無料です。
- 対象年齢は平成24年3月31日時点での年齢です。

▼問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎569133

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまででは障がい年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがある場合で、障がい等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障がい年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届け出によって加算を行うことになります。

平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、受給権発生時(※)から加算の対象となります。※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障がい基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障がい基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障がい基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障がい基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障がい基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

●児童扶養手当と障がい年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障がい年金の子加算で受給変更が可能となります。

●児童扶養手当と障がい年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障がい年金の子加算で受給変更ができません。

▼問い合わせ先＝

★障害年金加算改善法について

- ・宇都宮西年金事務所 お客様相談室 ☎028-622-4284
- ・上三川町 保険課 高齢者年金係 ☎56 9129

★児童扶養手当額や児童扶養手当制度について

- ・上三川町 福祉課 児童福祉係 ☎56 9130